

札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部 における公的研究費不正防止に関する基本方針

札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部（以下「本学」という。）は、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、不正防止に関する基本方針を以下のとおり策定し、公表する。

1. 責任体系の明確化

本学における公的研究費を適正に運営・管理するため、責任体系を明確化する。

「最高管理責任者」、「統括管理責任者」及び「コンプライアンス推進責任者」を置き、各責任者の役割、責任の所在・範囲及び権限を明確化して学内外に公表するとともに、不正防止対策を積極的に推進する。

最高管理責任者は、不正防止に向けた様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図り、また統括管理責任者は、最高管理責任者の下、公的研究費の適正な運営・管理及び不正防止対策の基本方針に基づく具体的な対策を策定・実施及びコンプライアンス教育並びに啓発活動等の具体的な計画を策定・実施する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確化・統一化（ルールの整備と相談窓口の設置等）するとともに、コンプライアンス教育及び啓発活動等を通じて教職員等の意識向上を図り、適正な運営・管理の基盤となる環境・体制を整備する。

3. 不正を発生させる要因の把握と具体的な不正防止計画の策定・実施

不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実に継続的に実施する。

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえた予算執行を行い、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながる問題を捉えられるよう、実効性のあるチェック体制を構築し、公的研究費を適正に運営・管理する。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正防止に向けた取組について、基本方針、諸規程、手続等を学内外へ積極的に情報発信し、共有する。

6. モニタリングの在り方

公的研究費の不正防止のため、本学全体の視点から、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的な組織牽制機能の充実・強化を図る。

附 則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、令和3年4月1日から施行する。